

情報・システム研究機構災害補償規程

〔平成16年4月1日〕
制 定

(目的)

第1条 この規程は、情報・システム研究機構職員就業規則（以下「就業規則」という。）第51条の規定に基づき、情報・システム研究機構の職員（以下「職員」という。）が業務上の事由により負傷、疾病、廃疾、又は死亡（以下「身体障害」という。）を被ったとき、労働基準法及び労働者災害補償保険法（以下「労基法」及び「労災保険法」という。）に基づく補償又は保険給付のほか、情報・システム研究機構（以下「機構」という。）が行う補償（以下「法定外補償」という。）に関する事項を定めることを目的とする。

(対象者)

第2条 この規程は、就業規則第3条に定める職員を対象とする。

(業務上災害補償)

第3条 機構は、職員が業務上の事由により身体障害を被ったとき、当該職員又はその遺族（機構の決定する遺族とする）に対して法定外補償を行なう。

2 前項に定める身体障害があっても、次の各号に該当する身体障害はこの規程を適用しない。

- 一 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、暴動その他これらに類似の事変による身体障害
- 二 地震、噴火、津波、風土病又は核燃料物質（その汚染物を含む）による身体障害
- 三 職員の故意若しくは故意の犯罪行為又は重大な過失によって生じた当該職員の身体障害
- 四 車両の泥酔運転又は無免許運転の間に生じた当該運転職員の身体障害

(通勤災害補償)

第4条 労災保険法上業務外の事由とされた通勤災害による身体障害については、労災保険法上の通勤災害に該当する場合に限り、これを業務上の事由による身体障害に準ずるものとし、本規程を適用する。

(補償の内容)

第5条 この規程により行なう補償の種類は、次の各号のとおりとする。

- 一 障害補償
- 二 遺族補償

2 前項各号に定める補償の種類ごとの補償額は別表のとおりとする。

(解釈上の疑義の取扱い)

第 6 条 業務上外の認定等この規程に定める事項につき疑義を生じたときは、労基法及び労災保険法の規定及びその運用解釈による。

附 則

この規程は、平成 1 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第5条関係）

1. 障害補償

業務上の負傷・疾病が治癒した後身体に障害が存するときは、その障害の程度に応じて次に定める額を支給する。障害等級は労災保険法にしたがう。障害が2以上ある場合、または障害の程度を加重した場合は、労災保険法の規定を準用し障害等級を決定する。

補 償 額

	補償額	
	業務上災害（万円）	通勤災害（万円）
後遺障害1級	1 4 6 0	9 1 0
後遺障害2級	1 4 0 5	8 6 5
後遺障害3級	1 3 5 5	8 2 0
後遺障害4級	8 2 5	5 1 0
後遺障害5級	7 0 0	4 3 5
後遺障害6級	5 7 5	3 6 0
後遺障害7級	4 5 0	2 8 5
後遺障害8級	2 9 5	1 8 5
後遺障害9級	2 3 0	1 4 5
後遺障害10級	1 8 0	1 1 0
後遺障害11級	1 3 5	8 5
後遺障害12級	9 5	6 0
後遺障害13級	6 5	4 0
後遺障害14級	4 0	2 5

2. 遺族補償

業務上死亡した場合は、遺族に対し次の額を支給する。ただし、障害補償支給後再発のため死亡した場合は、遺族補償額から給付を行なった障害補償額を控除した差額を支給する。

補 償 額

	補償額	
	業務上災害（万円）	通勤災害（万円）
死亡	1 8 6 0	1 2 0 0